

企画展開催の  
お知らせ

# 大海原を越えて 海外移民資料展

1908（明治41）年4月28日、第1回日本人移住者に乗せた笠戸丸が神戸港を出航し、6月18日にブラジルのサントス港に入港しました。この時から100年を迎えた今年にはブラジル移民100周年にあたります。

八重瀬町のブラジル移民の歴史は、1912（明治45）年、第2回ブラジル移民にはじまります。ブラジル以外にもハワイやカナダ、ポリビア、アルゼンチンなど多くの町民が、新天地を求め海を渡りました。今回、ブラジル日本移民100周年を記念して、資料館では海外移民展を開催します。当資料館収蔵資料から、移住先の日常生活の写真や当時の旅券のほか、移民会社と結んだ移民契約書、また、戦後まもなくハワイから宇世名城に送られた十五夜衣装など貴重な資料を展示し、海外移民の足跡をたどります。



■移民契約書



■ハワイから送られた十五夜衣装

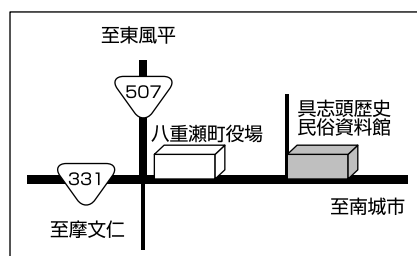
**開催期間** 平成20年8月27日（水）～  
9月29日（9時～17時）

**場 所** 具志頭歴史民俗資料館2階展示室

**入 館 料** 大人200円  
小人100円（高校生以下）

**休 館 日** 毎週火曜日

**問い合わせ** 098（835）－7500



# 健康保険課からのお知らせ

## 国民健康保険税の年金天引(特別徴収)の方、支払い方法の変更ができます

平成20年4月より、年金受給世帯の世帯主の方の年金から国民健康保険税を天引きする制度が開始されたところですが、6月12日に国の特別徴収制度の見直しがあり、次の①及び②の要件を満たす方に限り、支払い方法の変更が可能になりました。

- ① これまで、保険税を滞納することなく納めていただいている方。
- ② これからの保険税を口座振替により納めていただける方。

※ 変更の申し出は、健康保険課窓口(本庁舎)までお願いします。

## 国保税2割軽減申請が不要になりました。

低所得世帯の負担を軽減するため、世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が、一定額以下の場合、均等割額及び平等割額が軽減されます。前年度までは、2割軽減については、申請が必要でしたが、地方税法の改正により、7割軽減、5割軽減と同様に申請が不要になりました。ただし、未申告者がいる場合は、軽減判定ができませんので、必ず申告を行ってください。

詳しくは、健康保険課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】健康保険課 ☎998-2210

## 後期高齢者医療保険料の軽減割合を拡大します

対象となる方には、減額後の保険料のお知らせを8月以降に送付いたします。

- 平成20年度の均等割額が7割(14,532円)軽減されている世帯の方
  - …一律8.5割軽減(7,200円)とします。
- 「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方
  - …所得割額を一律5割軽減します。

(単身世帯)

### 後期高齢者医療保険料比較表

| 年金収入額            | 現 行      |          |           | 新しい軽減措置後 |          |           | 年金収入額の説明         |
|------------------|----------|----------|-----------|----------|----------|-----------|------------------|
|                  | 均等割額     | 所得割額     | 合 計       | 均等割額     | 所得割額     | 合 計       |                  |
| 4万8,440円         | 4万8,440円 | 8.80%    |           | 4万8,440円 | 8.80%    |           |                  |
| 62万7,000円<br>*1  | 1万4,532円 | 0円       | 1万4,532円  | 7,200円   | 0円       | 7,200円    | *1 県国民年金平均額      |
| 153万円<br>*2      | (7割軽減)   | 0円       | 1万4,532円  | (8.5割軽減) | 0円       | 7,200円    | *2 所得割額のかからない    |
| 168万円<br>*3      |          | 1万3,200円 | 2万7,732円  |          | 6,600円   | 1万3,800円  | *3 8.5割(7割)軽減の上限 |
| 176万3,000円<br>*4 | 3万8,752円 | 2万5,04円  | 5万9,256円  | 3万8,752円 | 1万252円   | 4万9,004円  | *4 県厚生年金平均額      |
| 203万円<br>*5      | (2割軽減)   | 4万4,000円 | 8万2,752円  | (2割軽減)   | 2万2,000円 | 6万752円    | *5 2割軽減の上限       |
| 211万円<br>*6      | 4万8,960円 | 5万1,040円 | 9万9,480円  | 4万8,440円 | 2万5,520円 | 7万3,960円  | *6 所得割額5割軽減の上限   |
| 220万円            |          | 5万8,960円 | 10万7,400円 |          | 5万8,960円 | 10万7,400円 |                  |

※保険料は、世帯構成等によって異なります。詳細は市町村窓口、または沖縄県後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

口座振替について:現在、特別徴収(年金からの天引き)である次の方は、市町村の窓口へお申し出いただくことにより、保険料を口座振替によりお支払いいただくことが可能となります。

- ① 国民健康保険の保険料(税)を直近2年間確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合
- ② 世帯主又は配偶者がいる方(本人:年金収入が180万円未満の方)でその口座振替により納付する場合

【問い合わせ先】

健康保健課 老人医療係 / ☎998-2210 沖縄県後期高齢者医療広域連合 / ☎963-8012